

北谷町桑江区自治会会則

第 1 章 総 則

(名称及び事務所の所在地)

第 1 条 この自治会は、北谷町桑江区自治会（以下「自治会」という）と称し、事務所を北谷町桑江地区体育館内に置く。

(目 的)

第 2 条 この自治会は、相互秩序を基本として会員の福祉の増進、教育文化及び生活の向上、会員相互の親睦、地域環境の整備をはかり、明るく住みよい地域社会の建設を目的とする。

(事 業)

第 3 条 この自治会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の相互秩序及び親睦の促進に関すること
- (2) 会員の福利厚生に関すること
- (3) 会員の教育文化及び生活の向上に関すること
- (4) 地域環境整備に関すること
- (5) 防犯、災害対策に関すること
- (6) その他この自治会の目的達成に必要な事業を行う

第 2 章 会 員

(会 員)

第 4 条 この自治会の会員は、桑江区の区域内の全世帯で組織する。

(会員の資格)

第 5 条 桑江区の区域内に転入すると同時にこの自治会の会員の資格を取得し、転出と同時に会員の資格を喪失する。

第 3 章 会員の権利、義務

(会員の権利)

第 6 条 会員は次の権利を有する。

- (1) この自治会の活動により取得した諸施設の使用及び諸事業の特典を共有する
- (2) この自治会役員の選出に関する選挙権及び被選挙権
- (3) この自治会の運営について意見を具申すること
- (4) この自治会の諸帳簿の閲覧

(会員の義務)

第 7 条 会員は次の義務を有する。

- (1) 会則の規定を守ること
- (2) 機関の決定にもとづいて活動すること
- (3) 自治会費を納入すること

第 4 章 機関、議決機関

(機 関)

第 8 条 この自治会に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 区政委員会
- (3) 班長会
- (4) 班会議

(班の編成)

第 9 条 この自治会の活動を円滑に行うため班を編成する。

- 2 各班に班長を置く。

(専門部の設置)

第 10 条 第 3 条の事業を行うために活動機関として区政委員会の下に専門部を置くことができる。

- 2 専門部の設置について必要な事項は別に定める。

第 5 章 総 会

(総 会)

第 11 条 総会は、この自治会の最高の議決機関であり構成は次のとおりとする。

- (1) 第 4 条に規定された 10 世帯あたり 1 名の代議員制とし、但し会則第 26 条 1 項 2 号のイ～へにより選出された者の世帯にあってはこの限りではない。

(総会の招集)

第 12 条 総会は、定期総会と臨時総会とし自治会長が招集する。

- 2 定期総会は、毎年 4 月に開催する。
- 3 次の各号の 1 に該当する場合は、臨時総会を招集しなければならない。
 - (1) 自治会長が必要と認めたとき
 - (2) 総会構成員の内 3 分の 1 以上の連署で要求があるとき

(総会の議決事項)

第 13 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 自治会長の罷免に関する事
- (2) 会則の制定又は改廃に関する事
- (3) 予算、決算に関する事
- (4) 財産の取得又は処分に関する事
- (5) 事業計画に関する事
- (6) その他重要な事項

(開催の手続き)

第 14 条 総会の期日及び審議事項は、開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(総会役員を選出)

第15条 総会の役員は、次のとおりとし出席者の中から選出する。

- (1) 議長 1名
- (2) 総会書記 1名
- (3) 議事録署名人 2名
- (4) 資格審査員 1名

(総会の成立及び議決)

第16条 総会は、構成員の2分の1以上の出席(委任状を含む)で成立し、議事の表決については出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長が決める。

第6章 区政委員会

(区政委員会の審議事項)

第17条 区政委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会において決定した事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 自治会長からの諮問事項
- (4) 緊急事項の処理
- (5) その他この自治会の運営及び活動に関する事項

(区政委員会の招集及び手続き)

第18条 区政委員会は、定期区政委員会と臨時区政委員会とし自治会長が招集する。

- 2 定期区政委員会は、毎月1回開催する。
- 3 次の各号の一に該当する場合は臨時区政委員会を招集しなければならない。
 - (1) 自治会長が必要と認めたとき
 - (2) 構成員の2分の1以上の要求があるとき
- 4 区政委員会の審議事項は、開催日の5日前までに通知しなければならない。但し緊急の場合はこの限りでない。

(区政委員会の成立及び議決)

第19条 区政委員会の成立及び議決については総会に準ずる。

第7章 班長会

(班長会の構成及び審議事項)

第20条 班長会は、各班の班長で構成し次の事項を審議する。

- (1) 各班の情勢に関する事項
- (2) 班の要望事項
- (3) その他班の運営及び活動に関する事項

(班長会の招集及び成立並びに議決)

第 21 条 班長会は、必要に応じて自治会長が招集する。但し構成員の 2 分の 1 以上の要求があるときは速やかにこれを招集しなければならない。

2 班長会の成立及び議決については総会に準ずる。

第 8 章 班 会 議

(班会議の構成及び審議事項)

第 22 条 班会議は、各班の全世帯で構成し次の事項を審議する。

- (1) 班長の選出に関する事項
- (2) 区政委員の選出に関する事項
- (3) その他班の運営及び活動に関する事項

(班会議の招集及び成立並びに議決)

第 23 条 班会議は、必要に応じて班長が招集する。

2 班会議の成立及び議決は総会に準ずる。

第 9 章 役員及び書記

(役員の数)

第 24 条 この自治会に次の役員を置く。

- (1) 自治会長
- (2) 区政委員
- (3) 班 長
- (4) 監査委員

2 監査委員は他の役員を兼務できない。

3 第 1 項に規定する役員に給料又は手当を支給することができる。

- (1) 自治会長の給料月額は、町から支給される自治会事務委託料に自治会長手当を加えた額とする。
- (2) 第 1 項第 2 号から第 4 号に規定する役員の手当については、別に定める。

(役員の仕事)

第 25 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 自治会長は、この自治会を代表しすべての会務を統轄するとともに、町との委託契約を締結する。
- (2) 区政委員は、区政委員会に参加し会務を分担するとともに、自治会長に事故あるときにはその代理をする。
- (3) 監査委員は、会計業務の監査を担当する。
- (4) 班長は、班を代表し班のすべての業務を処理するとともに、自治会費の徴収及び自治会長や町役場からの連絡事項などの伝達を担当し区政委員会に参加することができる。

(役員を選出及び構成)

第 26 条 役員を選出及び構成は次のとおりとする。

- (1) 自治会長は別に定める選挙規程に基づき選出する。
- (2) 区政委員の構成及び選出は次のとおりとする。
 - イ この自治会に住所を有する町議会議員
 - ロ この自治会内の婦人会長及び青年会長並びに老人クラブの会長
 - ハ 班から選出された者
 - ニ 民生児童委員の代表
 - ホ 学力向上推進協議会支部長
 - ヘ スポーツ振興会会長
- (3) 班長は各班で互選する
- (4) 監査委員は区政委員会で選出する

(役員任期)

第 27 条 役員任期は次のとおりとする。但し再任を妨げない。

- (1) 自治会長 4 年
 - (2) 区政委員 1 年
 - イ 町議会議員及び婦人会長、青年会長、老人クラブの会長は、その任期の期間
 - ロ 班から選出された者 1 年
 - (3) 班 長 1 年
 - (4) 監査委員 1 年
- 2 役員に欠員が生じた場合は速やかに補充する。但し補充された役員任期は自治会長を除き前任者の残任期間とする。
 - 3 自治会長が任期途中辞任した時、新たに選出された自治会長の任期は、就任の日から 4 ヶ年間とする。
 - 4 自治会長の責務は、任期最終年の定期総会の日までとする。

(書記)

第 28 条 この自治会の会務を処理するため書記を置く。

- 1 書記は次の会務を処理する。
 - (1) この自治会の記録及び会計業務
 - (2) その他この自治会の運営に必要な事項
- 2 書記は区政委員会の議を経て自治会長が任命する。
- 3 書記の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。
- 4 書記に手当を支給する。

第 10 章 会 計

(自治会の経費)

第 29 条 この自治会の経費は、自治会費、使用料、補助金、委託金、寄付金、繰越金及びその他の雑収入を以てあてる。

(自治会費)

第 30 条 自治会費は、会員の世帯ごとに月額 5 0 0 円とする。但し次のような世帯はその徴収を免除することができる。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 老齡世帯 (7 0 才以上の高齢者だけの世帯)
- (3) その他特別の事情がある世帯

2 自治会費の免除を行う場合は、区政委員会の議決を得るものとする

3 自治会は、総会の議決を経て、臨時自治会費を徴収することができる。

(会計年度)

第 31 条 この自治会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

(予算及び決算)

第 32 条 この自治会の予算及び決算は総会の議決を経なければならない。

(助成金)

第 33 条 この自治会の会員で組織する団体に助成金を交付することができる。

(会計報告)

第 34 条 自治会長は、毎会計年度終了後、会計監査報告書を添付して会員に会計報告をしなければならない。

第 1 1 章 補 則

(会則の改廃)

第 35 条 この会則は総会の議決を経なければ改廃することができない。

(運営上の規程等)

第 36 条 この自治会の運営に必要な事項は別に定める。

(相談役)

第 37 条 この自治会に相談役をおくことができる。

2 相談役は自治会長が委嘱する。

3 相談役は自治会長が必要と認めたとき区政委員会に参加する事ができる。

付 則

1 この会則は昭和 55 年 6 月 18 日に制定し、昭和 55 年 7 月 1 日から実施する。

2 この会則は昭和 56 年 6 月 28 日一部改正、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

3 この会則は昭和 61 年 7 月 19 日一部改正し、交付の日から施行する。但し、第 27 条 2 項及び第 30 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から、それぞれ適用する。

4 この会則は平成 3 年 4 月 21 日に一部改正し、交付の日から施行する。但し、第 30 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

5 この会則は平成 6 年 4 月 30 日に一部改正し、交付の日から施行する。

6 この会則は平成 7 年 4 月 29 日に一部改正し、交付の日から施行する。

7 この会則は平成 8 年 4 月 27 日に一部改正し、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

8 この会則は平成 24 年 4 月 21 日に一部改正し、平成 24 年 4 月 21 日から施行する。